

## 第4章 審判における取組

### 1. 紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組

#### (1) 早期審理

拒絶査定不服審判事件について、一定の要件の下で、審判請求人からの申請を受けて通常の審理に比べて早く行う審理。

- 2022年における早期審理の申出件数は特許で208件、意匠で14件、商標で35件。
- 2022年における早期審理の審理期間は特許で平均3.7か月、意匠で平均4.1か月、商標で平均2.7か月。

特許出願の早期審査・早期審理について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>

#### (2) 訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し

- 訂正審判等を請求する際に、これまで必要とされていた通常実施権者の承諾を法改正により不要とし、令和4年4月1日より施行。法改正の対象(通常実施権者の承諾が不要となる手続)は①訂正審判の請求(特・実)、②特許無効審判又は特許異議の申立ての中で行う訂正の請求(特)、③実用新案権の訂正(実)、④特許権、実用新案権及び意匠権の放棄(特、実、意)。商標の放棄は引き続き承諾が必要。

訂正審判等における通常実施権者の承諾要件の廃止に関する制度周知リーフレット



[https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/teisei\\_shinpan.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/teisei_shinpan.pdf)

### 2. 審理内容の充実に向けた取組

#### (1) オンライン口頭審理

「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法」(オンライン)によって、当事者等が、審判廷に出頭することなく口頭審理の期日における手続を行うもの。

- 2022年度は、56件実施(口頭審理全体の72%)。

オンライン口頭審理・関係資料



[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/general-koto/online-kankeishiryu.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/online-kankeishiryu.html)

#### (2) 巡回審判・出張面接・オンライン面接

地方の企業・大学等が審判事件の当事者である場合、当事者の希望に応じて合議体が全国各地に赴き、巡回審判(無効審判の口頭審理)や、出張面接(審理に関して意思疎通を図るための面接)を実施。新型コロナウイルス感染症の影響で出張が困難な場合は、オンライン面接を活用。

- 2022年は、11件の巡回審判、4件の出張面接を実施。

巡回審判



[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/general-mensetsu/junkai.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/junkai.html)

出張面接審理



[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/shu-betu-kyozetu/tihou\\_mensetu.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shu-betu-kyozetu/tihou_mensetu.html)

オンライン面接審理



[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/general-mensetsu/online-mensetsu.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/online-mensetsu.html)

### (3) 審判実務者研究会

審判長・審判官に加えて、企業の知的財産部員、弁理士、弁護士等の実務者が一堂に会して、実例に基づき審決及び判決についての研究を行う「審判実務者研究会」をオンライン開催。知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の裁判官もオブザーバー参加。

- 2022年は、5つの分野（特許4分野及び商標分野）において、それぞれ①一般的な論点と②個別事例 を検討し、その結果を取りまとめた報告書を公表。

審判実務者研究会報告書



[https://www.jpo.go.jp/re-sources/shingikai/kenyukai/sinposei\\_kentoukai.html](https://www.jpo.go.jp/re-sources/shingikai/kenyukai/sinposei_kentoukai.html)

## 3. 国際的な連携・協力に向けた取組

### (1) 審判部ハイレベル会合・審判専門家会合

各国・地域の知的財産庁との審判分野における相互理解を深めるため、情報交換等の国際協力を推進。

- 2022年は以下の会合等を実施（すべてオンライン）。
- 五庁審判部ハイレベル会合（2022年6月）。
- 第8回日中審判専門家会合（2022年9月）。
- 第9回日中韓審判専門家会合（2022年11月）。
- 欧州連合知的財産庁との意見交換（2023年1月）。

審判分野における国際交流



[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/info-kokusai/index.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-kokusai/index.html)

### (2) 国際知財司法シンポジウム (JSIP)

知財司法分野における各国間の相互理解を深めることや、ユーザーへ情報提供すること等を目的として開催。

- 2022年10月27日～28日、日本にて開催。

国際知財司法シンポジウム  
2022



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/chizaishihou-2022.html>

## 4. その他の取組

### (1) 証拠の写し等のDVD-Rによる提出

これまで書面（紙）でしか提出できなかった、無効審判等の当事者系審判及び異議申立事件などにおける証拠の写し等を提出する場合に、書面（紙）に代えてDVD-Rに記録した電子データで提出することを可能とするよう省令を改正（2022年11月1日施行）。

- 対象となる審判等は、無効審判、訂正審判、商標登録取消審判及び（特許／商標登録）異議の申立て、これら各審判又は異議の申立てに係る再審並びに判定。
- 証拠の写し等として対象となる書類は、特許法施行規則第50条第2項の「写し」及び「図面」、同条第3項の「証拠説明書」並びに同条第4項の「図面」及び「説明書」。

審判手続の証拠の写し等のDVD-Rによる提出が可能になりました



[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/shoko\\_dvd-r.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shoko_dvd-r.html)

- 2022年度は、約170件の事件について提出があった（2022年11月～2023年3月）。

## (2) 審判制度ハンドブック

日本の審判制度について分かりやすく解説した「特許庁審判制度ハンドブック」を作成・公表。

特許庁審判制度ハンドブック



[https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/shinpan\\_gaiyo.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/shinpan_gaiyo.pdf)